

気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和7年度VOL.4

新潟県では、「消費者安全確保地域協議会」（高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク）の設置促進と活動の活性化を進めています

新潟県消費者安全確保地域協議会

「新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク」を開催しました

令和8年2月5日(木)に、県の協議会である

「新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク」を開催！

新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク

■構成メンバー(計13団体・所属)

【関係機関】

- ・適格消費者団体消費生活ネットワーク新潟
- ・県弁護士会
- ・県生活協同組合連合会
- ・県消費者協会
- ・県労働者福祉協議会
- ・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 東日本支部新潟分科会
- ・県社会福祉協議会

【県警察】

- ・広報広聴課
- ・生活保安課
- ・生活安全企画課

【県行政】

- ・高齢福祉保健課
- ・消費生活センター
- ・県民生活課(事務局)



■令和7年度協議会 次第

◎県内の消費者トラブル等の状況について(情報共有)

- ①新潟県における消費生活相談の状況等…消費生活センター
- ②特殊詐欺等被害の現状について…県警生活安全企画課

◎構成団体の取組状況等について(情報共有・意見交換)

- ①協議会設置進捗状況、県の取組状況等…事務局
- ②構成団体の取組状況等について…各構成メンバー
- ③協議会活動の活性化や未設置市町村への働きかけに関する意見交換について…各構成メンバー
- ④令和8年度県協議会取組案…事務局

※各資料は県ホームページに掲載しています。

構成メンバーが参加しやすいよう、毎年、対面とオンラインのハイブリッド形式で行っています。



消費生活センターから県内の消費者相談の状況を、県警生活安全企画課から特殊詐欺被害等の現状を説明した後、構成員間で情報共有を図りました。

また、各構成団体等から今年度の取組状況等を報告いただくとともに、市町村支援等について意見交換（詳細は次頁）を行い、令和8年度に向けた県協議会の取組について確認し、承認をいただきました。

協議会活動の活性化や未設置市町村への働きかけに関する意見交換

<主な意見・提案>

①市町村が実施する協議会が活性化するための支援について

- 設置目的や取組の支援等については分かりやすいサブタイトル(※)を付けるといいのでは。
※例「消費者トラブルの早期発見ネットワーク」「地域の見守り力を底上げする仕組み」
「高齢者・弱者の生活リスクを減らす地域安全システム」など
- 民間事業者の参加については、事業者にとって参加するメリットをアピールしたり、あまり負担がかからないといった参加しやすさの提案をすると良いと考える。
- 福祉現場での見守り活動を行う団体とやりとりした際に、福祉現場も消費者被害防止等の情報を知った方がいいとの気持ちがあることが分かったが、消費部局と福祉部局の連携が弱いと感じた。今後は両者での情報のやりとりをしっかりとる必要があるのでは。
- 消費者庁実施のアンケートで出された課題を深掘りし、対応策などを一緒に考えていきたい。
- 国の協議会においても今年度構成団体が増えている。県の協議会も同じように業界団体に構成員になってもらい、下部組織等に働きかけてもらうことによって、市町村の構成員増や活性化に繋がるのではないかと。

②未設置市町村への働きかけについて

- 県が設置することによる利点をよく理解してアピールすると、動機付けになるのではないかと。
- 消費者庁実施のアンケート結果にもあるように、既存のネットワークに上乗せして設置した方が負担なく設置できるのではないかと。
- 設置済み市町村の事例やメリットを共有し横連携をしっかりとっていくことが必要。
- 他県の例で、県の福祉部門からも市町村の福祉部門に設置の必要性を働きかけてもらった後すぐに消費者行政部門が働きかけたことにより設置に至ったという事例もあるので、紹介も兼ねてお伝えする。

県民生活課では、構成メンバーから出された意見を参考に、見守りネットワーク設置済み市町村への支援や未設置市町村への働きかけを行ってまいります。

各市町村の担当者の方には個別にお話をお聞きするかもしれませんが、その際にご協力をお願いします。

